

[事案 27-239] 利息支払・契約引受請求

・平成 28 年 10 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

募集人および保険会社の過失によって第 1 回保険料の払込みが完遂せず、契約が不成立となったことを理由に、入金額に付利したうえでの返金または契約の成立を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に積立利率変動型終身保険（米国通貨建）の契約申込みを行い、同年 4 月に第 1 回保険料を入金したが、以下の事情により契約が不成立となったため、入金日から法定利率による利息を付けて入金額を返金するか、保険料の不足額を保険会社が負担して契約を成立させてほしい。

- (1) 同年 4 月に保険料を払い込む場合は、同年 3 月に払い込む場合と比べて、契約年齢が 1 歳上がるため保険料が増額するが、このことについて募集人から説明はなく、むしろ申込日から 2 週間以内であればいつ入金してもよいと説明された。
- (2) 入金額は、同年 3 月時点の契約年齢における保険料より多く、同年 4 月時点の契約年齢における保険料より少なかったが、保険会社は入金額の不足を指摘するどころか前者との差額を返金してきた。その後、同年 5 月になって、入金額の不足により契約が不成立になった旨の連絡があった。

<保険会社の主張>

募集人が平成 27 年 3 月中の入金を案内しなかったこと、担当者が誤って入金額の一部を返金したことは認めるが、法定利率による利息を付けて入金額を返金する法的根拠はなく、また、契約の成立に関して約款の規定に反する取扱いはできないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の請求内容を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。